

## 空家等対策の基本的な方針

### (1) 基本的な方針

- 1 居住中 空家等の発生を抑制する『**予防**』
- 2 空家化 『**適正管理**』又は『**除却**』から『**利活用**』へつなげ、管理不全な状態にしない
- 3 管理不全な空家 特定空家等の適用により、管理不全な状態を解消する『**措置**』
- 4 空家等対策を総合的かつ計画的に実施する『**実施体制の構築**』

### (2) 対象とする地区

市内全域を対象とする。

### (3) 対象とする空家等の種類

特措法第2条第1項の「空家等」を対象とする。

「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。（特措法第2条第1項）